

秋田市告示第190号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項および第2項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

令和6年6月5日

秋田市長 穂 積 志

1 道路の区域変更および供用開始の区間

整理番号	旧新	路線名	起 終	点 点	総延長 (メートル)	幅員 (メートル)
40451	旧	外旭川田中2号線	秋田市外旭川字田中59番2地先 秋田市外旭川字田中97番11地先		200.70	4.00 ～ 7.00
	新	外旭川田中2号線	秋田市外旭川字田中59番2地先 秋田市外旭川字田中97番11地先		200.70	6.00 ～ 7.00

2 区域変更および供用開始の期日

令和6年6月5日

3 縦覧期間

令和6年6月5日から同月24日まで。ただし、土曜日および日曜日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで